

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第69回)		
事務局(担当課)	総務部 総務課 内線(2322)		
開催日時	令和4年12月27日(火) 午後5時00分 ~		
開催場所	オンライン会議 (事務局及び対面参加委員 川西市役所 4階 庁議室)		
出席者	委員	丸山会長 藤田副会長(WEB出席) 武内委員 酒井委員 佐師委員(WEB出席) 以上5名 (欠席:松尾委員、梅野委員)	
	実施機関	<総務課>	
	事務局	総務課 岡本副部長、今井課長、黒田課長補佐、 川合副主幹、越智主査、中野主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 委員委嘱及び会長、副会長の選任について  2. 審議事項 諮問第67号 高齢者等防災啓発事業における個人情報の目的外利用について  諮問第68号 出産・子育て応援事業における個人情報の目的外利用について  3. その他 次回開催予定等		
会議結果	(1) 審議事項については、原案通り可決。 (2) 報告事項については、審議会の承認を得る。		

## 審 議 経 過

事 務 局	<p>それでは定刻になりましたので、只今から、第69回川西市個人情報保護審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりましてまず始めに、Web会議システムを利用して参加される委員がいらっしゃいますので、通信状況の確認を行いたいと思います。佐師委員、藤田委員、こちらの音声は聞こえていますか。</p>
各委員	<p>&lt;確認。&gt;はい、聞こえています。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございます。Web会議システムの操作に関しては事務局で行いますが、委員の皆様におかれましては会議の中で、手を挙げる、の操作を行っていただきます。よくご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、念のため動作の確認をお願いします。</p> <p>&lt;手を挙げるのボタン操作確認&gt;</p> <p>ありがとうございました。挙手ボタンにつきましては、発言時と承認時に使用します。</p> <p>発言時についてですが、遠隔で参加される方は、質疑、審議において発言のある方は挙手ボタンを押してください。市役所で対面参加されている方につきましては、その場で手を挙げていただきましたら結構です。また、今後、会長におかれましては、挙手ボタンや、手を挙げる方をご確認いただき、発言者を指名いただければと思います。</p> <p>また、承認時でございますが、遠隔で意思確認を確実にするため、異議がある場合に挙手いただくのではなく、異議がない場合に挙手ボタンを操作いただくこととします。具体的には、異議のある方はいらっしゃいますか、異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は、異議がなければそのまま結構ですと、いうようにお話をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それから、本日の審議会に係る会議公開でございますが、これまで同様、公開ということで事前周知をさせていただいておりますので、その旨、ご報告させていただきます。また、答申書や会議録の作成に正確性を期すため、会議の内容を録音させていただきます。作成後は録音データを削除いたしますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。今回は、Web会議システムを利用しての開催となります。先ほど、確認させていただきましたとおり、佐師委員、藤田委員の出席が確認できました。なお、本日は、私用により梅野委員、松尾委員が欠席されておられます。また、現在、3名の欠員がございまして、本日は7名中5名の委員にご出席をいただいております。したがって、当審議会規則、第4条第2項の規定により、本日の会議が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長、宜しく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、只今から、第69回川西市個人情報保護会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、Web会議システムを利用しての開催となります。先ほど事務局から確認があったとおり、佐師委員、藤田委員(Web参加委員)の出席が確認できました。</p> <p>本日は、梅野委員、松尾委員が欠席されていますが、5名出席となり、過半数は満たしておりますので、当審査会は有効に成立していることを報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、本日の提出資料、並びに送付資料のご確認、及び本日の諮問内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、送付させていただきました資料でございますが、レジュメ、委員名簿、審議資料といたしまして、諮問第67号の諮問書、別紙、概要資料、諮問第68号の諮問書、概要資料を送付させていただいております。</p> <p>何か資料等に不足、不備等ございましたら、お申し出いただければと存じます。</p> <p>では、会長、宜しくお願ひ致します。</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございます。それでは、早速ですが、本日のレジュメにあります、審議事項に入って参ります。審議事項の諮問第67号、高齢者等防災啓発事業における個人情報の目的外利用についてについての説明を受けたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局の方、当該案件に係る実施機関の担当課を入室させてください。</p> <p>〈実施機関 入室〉</p>
会長	<p>それでは、本日の諮問案件についての説明を求めたいと思ひますが、ご説明いただく前に、簡単で結構ですので、それぞれの自己紹介をお願いしたいと思ひます。</p>
実施機関	<p>総務部、危機管理課 危機管理担当をしております 副部長 千葉です。本日は、ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
実施機関	<p>総務部、危機管理課 課長をしております、下村と申します。どうぞよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは、本日の審議案件について、ご説明を受けたいと思ひます。</p> <p>諮問第67号、高齢者等防災啓発事業における個人情報の目的外利用について、実施機関の担当者から説明をお願いします。</p>
実施機関	<p>それでは、資料別紙、目的外利用の所の方からご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>今回、新たに高齢者等防災啓発事業を実施させていただくことといたしまして、その目的外利用としまして高齢者の方に、災害時に準備していただきたい物をお送りしまして、改めて災害の備えをしていただきたいという形で考えております。対象者といたしまして、市内住在の70歳以上の方と避難行動要支援者の方にお送りしたいと考えておまして、こちらの方は、法令等に定められた業務ではございませんので、改めて目的外使用として、審査審議をいただきたいという形で今回挙げさせていただいております。尚、物資配送については、一定の時間を要することから、その間に、発生する転出者とか、亡くなれた方につきましては、抜き取り作業を行いたいと思ひますので、そういった内容につきましても受け取りをさせていただきたいと考えております。要するに個人情報の内容につきましては、個人にお送りするという形で考えておりますので、氏名、住所、生年月日の3項目となっております。利用先と致しまして防災の関係上、避難行動要支援の内容やお知らせをお送りさせていただきたいと考えており、地</p>

域福祉課と連名で文書発送をしようと考えております。本人通知につきましては、人数が多い事から通知しない形でさせていただいております。資料の方で、高齢者等防災啓発事業の概要にあるとおり、先程、ご説明した、目的とか対象者、対象人数につきまして大体45,000人弱と考えております。配布物資につきまして、防災啓発チラシと備蓄食品で、お送りするのが、高齢者等の方になりますので、できるだけ乾パン等ではなく、咀嚼がしやすい食品を考えております。また、災害時にはトイレが使えなくなるとなりますので、自宅のトイレを活用して使っていただけるような、携帯トイレを一緒にお送りして、こういった物を備蓄して下さいと案内したいと考えております。ただし、お送りするのは一部の物となりますので、例示としてお送りさせていただいて、これをきっかけに、ご自身で防災の事に取り組んでいただきたいと思って、お送りさせていただく事になります。配布方法としては、物資の仕入れから、梱包、配送まで、一括して、シルバー人材センターに業務委託予定です。ただし、配送については、配送業者をお願いする予定にしております。スケジュールにつきましては2枚目になりますけど、今回の個人情報保護審議会の諮問結果を受けましてから、契約準備をさせていただきまして、物資が、大体、2月末ぐらいの納入予定になっていますので、3月からの発送と考えております。物資につきましては、45,000個と多いため3回にわけて随時発送していきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

ご説明いただきまして、どうもありがとうございました。  
それでは、只今のご説明について、委員の方々の方から、質問を受けたいと思います。  
ご質問のある方は、挙手の機能をお使い下さい。委員お願いします。

委 員

ちょっと、数点あるのですが、確認の意味も含めて、お聞きしたいと思います。今回検討されている内容については、中々良いことだと思っています。ご苦労様ですが、宜しくお願いたしたいと思います。その中で対象者、これ2枚目の用紙になるのですか、対象者、70歳以上の、高齢者及び避難行動要支援者と言う事で書かれているのですが、今、川西市内でも、我々の地域でも、活動を活発にやっているのは、避難行動要支援の登録者というのを、市の方に登録されていると思います。我が地域でも、約200名ぐらい登録されている、協力者も1名に対して3人ぐらい協力依頼しております。そういった方々というのは、あくまでも、対象者の申請者は一人暮らしの高齢者、65歳で自力で避難が困難な方、それから、自力避難が困難で、尚且つ、介護認定、4及び5の在宅の高齢者の方とかね、それと、自力避難の困難な障害者のお持ちの方、そういった方々が対象者になっているのですが、この方々が今回の対象者と言われている70歳以上の方々の関係はどのようになるのですか。

実 施 機 関

避難行動要支援の方で、70歳以上の方につきましては、その70歳以上全員方にお送りする予定になっておりますので、その方には全員含まれて、それに含まない方にも、避難行動要支援者については、別の70歳以下の方には、きっちり、その方の名簿でお送りさせていただきます。それは、地域福祉課の方で、避難行動要支援者としての業務をやっておりますので、地域福祉課と連名という形で、そちらの方は、地域福祉課の名簿を使ってお送りしますので、今回この審議会でかけなくても、許可を頂いた内容ですので、その情報でお送りすると考えております。

委 員	と言う事は、65歳以上の自力で避難が困難な方々に関しては、地域福祉課の方から、直 接送られると。
実 施 機 関	そうですね。その内容を利用してお送りする形になります。
委 員	そういう方々と、尚且つ、70歳以上の高齢者の方、そういった該当される方々に、今回提 供されて、物資を送られる、ということで、膨らんでしまう訳ですね。
実 施 機 関	そうです。
委 員	私、また、対象者が、その方々かなと思って、ここの対象者が70歳以上の高齢者で及び避 難行動要支援者と言う形になっているから、それは、もうミックスされているという事で良いの ですね。
実 施 機 関	はい。そうです。
委 員	わかりました。それで、人数が増えているのですね、約5万人近くおられると言う事になる のですね。
実 施 機 関	そうですね。5万人になるのですが、そのうち、70歳以上の方々がやはりこれで見ると、 6,000人近くいらっしゃるんで、その方々に、同じ物を2通お送りすることにはならないので、 それ差額の1,000何人の方、そうするに70歳以下の避難行動要支援者が、1,400人ぐら いいらっしゃるんで、その方は70歳以上の方に含めて一緒にお送りさせていただきます。
委 員	ちょっと、本題から離れて申し訳ないのですが、70歳以上の方で、健康な方、健常者の方 も対象に、お送りされることで、良いわけですか。
実 施 機 関	そうです。70歳以上の方全ての高齢者の方にお送りさせていただこうと思っていますので 、ですから、元気な方も含めて、こちらの方については、やはり災害時に、実際、被害に遭 われる方は高齢者の方が多いのが、実際ありますので、改めて、その意識をお持ちになって いただきたい、全ての高齢者の方にと考えておりますので、70歳以上の全ての高齢者に対 しては改めて、そのような文書を、物資をお送りして、災害に、備えてほしいと考えております 。
委 員	65歳以上の避難行動要支援者の方々に、安全キット、だったかな。
実 施 機 関	安心キット。
委 員	冷蔵庫に入れる。安心キット、それも一緒に送られるのですか。
実 施 機 関	それは、お送りする予定は、していないのですが、啓発文書の中にはそういった物も有り

<p>委 員</p>	<p>ますのでという案内を行う予定にしております。</p> <p>特に、緊急を要する場合ですね。救急車をお呼びになって、尚且つ、家の方に来て消防の方が、介護して頂くといったところで、その安心キットとかね、きんたくんのキットはものすごく有効性があると思うのですが、玄関の所にシールを貼って、冷蔵庫の所にもシールを貼って、キットの中にあって、それを見られると、消防署の方も、緊急の連絡先をいざと言うときそこに記載されていますから、そのような物も、今後、その中に検討を加えていただければと思います。それと、あと配布方法だけど、これはシルバー人材センターに業務委託されると、その後、配送の部分の契約の部分は先程ちよつこと言われましたが、この審議会を終えてから新たに委託先を配送業者を決めると言う事で、まだ決まっていないのですか。配送の会社とか業者は。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そこも含めてシルバー人材センターにお願いする予定をしまして。</p>
<p>委 員</p>	<p>シルバー人材センターが全部配るのですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そこは、シルバー人材センターから、配送業者に配っていただくと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>だから、再委託的な感じだと。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>委 員</p>	<p>過去からこの審議会には出ているのですが、そのような会社との契約ね、シルバー人材センターとの契約、市との契約がどうかわからないから、その契約の中身というのか、要は、個人情報漏洩しないような運用とか、管理を、どのようにその業者自身がされるのか、そういった所が我々知りたい所もあるのです。だから、それが決まっていない、これから契約しますとなってくると、この辺の、情報の管理体制とかは、漏洩しないような形を業者がどこまで責任持ってやられるのか、そのような所は今のこの段階では、見えてこないのですね。そのような所が、シルバー人材センターとその配送の会社と契約されて、その条文の中に出てくると言う事になれば、この席上では見えてこないのですね。そういった物は、必要ではないかと、私は思えるのですが。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>我々が、考えているのはシルバー人材センターには、市とシルバー人材センターで委託契約を結びます。シルバー人材センターは、どちらかの運送会社さんに配送のお願いをするので、郵便局で例えると、封書に住所と宛名があって、それをお届けして下さいと、言ったものについては、業務をお願いすると言う事ですので、ここの住所の分のリストがあるから、それを元に、全てやって下さいと、言うわけではありませんので、要は、配送できるような状態にした物を、後、そこにお届け下さいと言う事をシルバー人材センターにさせていただこうと、お届けするのは、言われた所にお届けするのは、宅配業者さん、そんなイメージで我々は見ています。</p>

委 員	と言う事は、再委託の配送業者と言うのは、情報の提供は受けない。 シルバー人材センターからも、渡さない。
実 施 機 関	シルバー人材センターから、渡しません。シルバー人材センターまでですので。要は、例えば梱包した物に伝票が貼ってあって、それをその伝票通りの所にお届け下さいという、イメージで我々は見ております。
委 員	わかりました。それであれば、市の方とシルバー人材センターとの関係ですね。
実 施 機 関	おっしゃる通りです。
委 員	その辺りはきっちりと情報が漏洩しないような管理体制のようなものを、取っとしていただければ、これは契約の中できっちりしていただいております。万が一何かあったら責任問題になりますからね
実 施 機 関	そうですね。今、委員が、おっしゃる通りに業務委託契約をする中で、そういった情報を取り扱う場合は、それに対するルールについて、誓約書なり、それに扱う物に対しての責任の所在をはっきりするような書面を作成して、業務委託を締結するようなルールになっているので、そのルールに基づいて我々は業務委託契約を結ぶ予定にはしております。
委 員	と、言う事は、これから、そのような作業が発生してくると言う事になるのですね。シルバー人材センターとの関係。
実 施 機 関	はい。おっしゃる通りです。
委 員	わかりました。
会 長	ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。委員、お願いします。
委 員	お聞きしたのですけど。この中で、例えば配送業者であれば、シルバー人材センターありきと言う事で、他の業者との、相見積もりを取るなり、これだけ出ているから、金額がシルバーに頼んだら、経費的にいけるだろうと、そのような裏付け、防災の啓発チラシしても、結局、その備品関係が、結局、どのような業者に頼んで、それが、どのような形で発注されていて、その公平性に欠けないような状況になっているのかどうか。そのあたり伺いたいのですけど。それと、あと金額的な問題ですね。その辺りもこの資料では、見えていませんので、その辺りを説明していただければ助かります。以上です。
会 長	ありがとうございます。個人情報保護には、少し違うかもしれないのですが、折角の機会ですので、ご説明いただければと思います。
実 施 機 関	まず、契約の案件ですけど、シルバー人材センターへの委託という形になるのですが、こ

会長	<p>これは、物資とか全部含めての形と考えています。ただ、市との想定と致しましては、</p> <p>もし、個人情報保護関連でないのも、もし、ご準備してなければ、可能な範囲で結構です。</p>
実施機関	<p>一応、予定として、物資だけですね。およそ2,500円の物を、予定で45,000人分、お作りする予定で、これを、約1億1,250万円ぐらい、あと、梱包費用につきましては、およそ1,000万円ぐらい、これが、段ボールとか、あと配送料と致しまして、1箱が900円と見積りまして、4,000万円ぐらい、あとシルバー人材センターでの宛名書きとかですね、650万円、それとその他の費用として、今は金額がどうなるかわかりませんが、1,000万円ぐらいですね、かかると思って、予算計上としては、補正予算をあげているので、1億8,000万円ぐらいの予算を使わせていただこうとしています。その際、当然の事ながら、シルバーさんに委託する際も、物資の所については、当然、一番安い所で購入してもらい、市が指定する内容の物を一番安い所で買ってもらう形で、見積もり合わせてしてもらう形で、見積もり等をしていこうと思っています。以上です。</p>
会長	<p>ご丁寧に、説明していただきましてありがとうございました。委員お願いします。</p>
委員	<p>直接、個人情報とは関係ありませんが、間接的に関係するかなというのは、この事業をやっていくときに、いわゆる配送先、配達先の皆さんには、どのような形でお知らせをするのでしょうか。市の広報誌でこのような事業をするのだと言うのか、あるいは、その人だけ対象に、直接、物資を輸送されるのか、それを少しお聞かせ下さい。</p>
実施機関	<p>市の広報誌に、2月分で、今の予定では3月以降の発送になると見込みにしておりますので、3月から、このような事を行いますと言う事を、簡単な内容で入れさせていただいて、3月号では、ちょうどその頃配送されますので、その配送目的とか含めてですね、少し詳しく広報して行きたいと形で考えております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に、ご質問如何でしょうか。1点私の方から質問させていただきます。</p> <p>先程、避難行動要支援者に関しては、福祉部の地域福祉課の方に名簿があると、そしてそちらの名簿を使用するという事だったのですが、そちらの地域福祉課で管理している避難行動要支援者の名簿については、これは今回の高齢者等防災啓発事業で、その名簿を使用するということ事態は、目的の範囲に含まれているという理解で宜しいのでしょうか。</p>
実施機関	<p>そうですね。こちらの方も避難行動要支援者の方については、改めて先程、委員が、言われていました、安心キットとか、持って下さいという啓発とか、もしくは、名簿の方に登録をして下さいとかのお知らせを、避難行動要支援者用としても、同じような内容でお知らせする予定をしていますので、その業務に合致していると考えております。</p>
会長	<p>承知いたしました。ありがとうございます。他に、委員どうぞ。</p>

委員	<p>もう一点、教えてほしいのですが、先程会長の方から質問あった部分の中で、避難行動要支援者に登録されている方は確かにおられます。それで、合致している、一人暮らしの問題とか、困難な方とか、そういう方がおられるのと、別枠で、災害が発生したときのみ、安否確認をする方とか、言う事で、それまでの情報は一切、民生委員に知らせてもらったら困りますという方もおられるのですが、その方も、この対象者に入ることになるのですか、それとも、地域福祉課の方からも物資発送されるという事でいいのですか。</p>
実施機関	<p>そうですね。同じような形で、その方に対しても同じ内容を同封して送ります。</p>
会長	<p>一点、私、追加して申し訳ないのですが、この避難行動要支援者の名簿これ自体というのは、そもそも、どのような経緯で作成されているものなんでしょうか。</p>
実施機関	<p>避難行動要支援者ということで、申し訳ありません。私、本来の業務ではないのですが、65歳以上の高齢者とか、ある一定の身体障害者とか、介護認定受けている方に対しまして、避難行動要支援者として、市が把握しているわけですね、その方たちに対して、名簿への登録をしませんかと言う形で、お知らせさせていただきまして、そこで、本人さんから、私は災害時に手助けをいただきたいと言う形で、手挙げ方式になるのですが、そういった申し込みがありましたら、その方が、避難行動要支援者名簿に載りまして、災害時に支援者の方が避難行動要支援者の安否を確認をすると制度になっております。今、避難行動要支援者の全体として、8,000人ほどいるのですが、その中で登録していただいているのは、2,000人～3,000人の範囲で、ちょっと登録者少ないと形で聞いていまして今回お送りする中で登録もして下さいという一文を入れるのが、斡旋を含めて登録者を増やせないかということも含めてお話も含めてお知らせすると言う事を考えております。</p>
会長	<p>そうすると、先程、冒頭にお話し下さった、65歳以上の方で、市の方で避難行動が要支援が必要だと、こういう風に把握している人達に、今回のキットの配布を行う。その際にできたら登録して下さいと言う事、承知しました。おかげさまで正しく理解できたと思います。他にございますでしょうか。</p> <p>はい。特に追加のご質問が無いようですので、実施機関の担当者の方、退席していただいて結構ですので、どうもありがとうございました。</p>
実施機関	<p>ありがとうございました。 〈実施機関 退席〉</p>
会長	<p>それでは、本日の諮問案件に係る個人情報の取扱いにつきまして、ご審議いただきたい思います。</p> <p>諮問第67号について、ご審議いただくわけではありますが、本件につきましては、条例第10条第1項第4号及び同条第2項にあります、目的外利用・提供の制限についてのご審議ということになります。</p> <p>この点に関して、ご意見等ございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。</p>

まず、今回につきましては、目的外利用の目的としてはですね。この高齢者の方や、避難行動要支援者の方に災害への備えを行っていただくきっかけ作りとして、災害時の備蓄キットの配布と言う事が今回の目的だと言う事です。この目的自体は、正当であり、かつ非常に重要な事であろう、高齢者の方々の命を守るということは、その目的の重要性は、認められるのかなと思います。

対象者として、満70歳以上の高齢者の方と、市の方で把握されている市内の避難行動要支援者の方、全てついて、今回のキットの配布を行うと言う事で、その対象者を抽出する作業を行うにあたって、この避難行動要支援者に関しては、市の方で既に把握されていると言う事ですので、その把握されている名簿に則ってのキットの配布と言う事あれば、それは目的外利用には当たらないということで、今回、審議の枠外と言う事になりまして。

本日この場で審議させていただくのは、満70歳以上の高齢者について、それを抽出するために、氏名、住所、生年月日の情報を目的外利用する、こういう事に限られるということになるかと思えます。

おそらく、利用する個人情報の性質としても、目的自体も非常に重要だということであれば、目的利用が認められても良いのではないかと、そういう事だと思いますが、先程の質問を伺っていくと、委員からご指摘があったと思うのですが、委託先との契約に於いて、守秘義務等定めるなどといった、情報漏洩の防止のための遵守事項、こういったことが、やはり、契約に於いて定められるなどのケアというか、個人情報保護に対するケアというものです。やはり併せて、実施機関の方では、気をつけていただくことが必要だというご指摘があったと思えます。

そうすると、今回に関しては、実施機関から原案をご提出していただいているのですが、これに、加わりまして、先程の委員ご指摘の、情報漏洩防止についての遵守事項等を、委託先との契約に於いて定め、そして、その情報漏洩防止処置をしっかりと履行していただくこと、断りを付けた上で、今回の原案を認めるという、方向が宜しいのかなという風に思うのですが、この点に関して委員の皆様、もしご意見ございましたら、お願いいたします。

はい、委員お願いいたします。

委員

今、会長が説明された通りだと思いますので、私はそれでよいのではないかと思います。この辺りをきっちり押さえておかなければ、万が一何かあった時にね、やはり漏洩しましたとか、いろんな事あったら、どうしようもないですから、その辺りはきっちりして押さえとかねばと私は思います。

会長

はい。ご意見ありがとうございます。他の委員の先生方も、今回の原案を加えてですね、更に、この情報漏洩処置についての遵守事項等を、この委託先との契約において定め、その旨の処置をしっかりと講ずる、こういったことを答申に追記すると、こういうような対応で宜しいでしょうか。

委員

(全員)異議ありません。

会長

では、そのような方向で答申を作成できればと思います。事務局の皆様、その旨、よろしくお願いいたします。

<p>会 長</p>	<p>それでは次に、審議事項の諮問第68号、出産・子育て応援事業における個人情報の目的外利用についてについての事でございますので、こちらの説明を受けたいと思います。</p> <p>では事務局の方、当該案件に係る実施機関の担当課を入室させてください。</p> <p>〈実施機関入室〉</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の諮問案件についての説明を求めたいと思います。簡単に自己紹介をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>川西市健康医療部副部長、松本と申します。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>川西市健康医療部保健センター、主任保健師の篠原と申します。宜しくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは審議案件について、ご説明を受けたいと思います。</p> <p>諮問第68号出産・子育て応援事業における、個人情報の目的外利用について、に関しての実施機関の担当者からの説明をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>すみません。申し訳ないのですが、始めに資料の訂正させていただきたいと思います。</p> <p>諮問第68号資料なんですけど、一番下の対象の位置の③一番下に、対象者約3350人とあるんですけど、こちら約600人の訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、別紙に沿って説明致します。</p> <p>この事業の内容は、出産・子育て事業についてとなります。これは目的外利用の目的につきましても、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、出産・子育て応援交付金の支給を予定しています。これは、諮問第68号資料にありますとおり、国の事業の一環で、安心して出産・子育てができるよう、保健師などが対面やオンラインで相談やサービスの紹介などを行います。併せて経済的支援として、妊娠中と出産後にそれぞれ1回ずつ給付金を支給します。資料の内容、対象それぞれの ③に当たるところが、この当該事業の対象となります。この当該事業を実施するにあたり、対象となる市民への確実な通知と円滑な事務の遂行のため、以下の対応を行います。</p> <p>事業開始日は令和5年1月4日現在川西市に住民登録があり、令和4年4月1日以降に出生した子どもを養育する者。令和4年4月1日以降に出生した子どもを養育する者へ案内文を送付し、申請に基づく審査の上、応援金を交付します。この実施にあたり、対象者を特定する必要がありますが、本事務は法令の規定に基づく事務にはあたらないことから、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用とするものになります。利用する個人情報の内容としましては、氏名・住所・生年月日・続柄・世帯主、利用先は保健センターとなります。個人への通知はありません。以上で説明を終わります。</p>

会 長	ご説明ありがとうございました。只今の説明について、委員の皆様方からのご質問を受けたいと思います。質問のある方は、挙手、又は挙手機能の上、ご発言下さい。委員、お願い致します。
委 員	ご苦労様です。一点だけ聞きたいのですが、私の勘違いかもしれませんが、最終的に子どもさんが生まれた暁には、一人当り、10万円をお渡しすると言う事になるのですね。
実 施 機 関	はい。今回の制度は、妊娠時、妊婦一人に5万円で、出産時に子ども1人で5万円なので、双子さんの場合は、出産時に10万円となります。
委 員	私は、新聞か、市の広報か、何かでちらっと見たとき、現金の支給でなく、クーポンを何かお渡しするとか書かれていた部分があったようですが、それから変更されたのですか。
実 施 機 関	それは、全く別の制度になります。
委 員	これとは、違うのですね。
実 施 機 関	はい。違います。
委 員	すみません。
会 長	それでは、委員からのご質問お願いいたします。
委 員	すみません。ちょっと、お聞きしたいのですが、これ、申請して途中で夫婦が離婚された場合、想定できると思いますが、その場合、養育者の方が元夫なのか、元妻なのか、と言う問題も出てくると思うのですが、それは、住民票とかなにか、根拠になるような、判断するのかが、まず第1件です。 第2件として申請に基づいて審査の上でということで、応援金を交付すると言う事で、その文言になっていますけど、この交付ですね、審査の上、駄目になるというような場合、それはどのようなことが、想定されるのでしょうか。この2件について、お伺いしたいのですが。
会 長	では、実施機関からのご説明お願いいたします。
実 施 機 関	まず、一点目のどのような判断かと言う事ですが、ここにある今回の目的外利用の対象者には、基本的には10万円、子どもさんお一人の場合は、10万円と言う形になりますが、妊娠分の5万円についてお渡しできるのは、産婦になります。生んだ方にお渡しすると、出産後の基本的に子どもさんお一人の5万円については、養育者で原則は母親になります。ただ、それぞれその時点でのご事情がある場合で、母親が養育をしていないという場合は、養育をしている方を確認させていただいてお支払いする形になります。もう一つが駄目になるというパターンは、ちょっとそのあたりは、どのような場合が想定できるのか、これから色々見ていかなければならないのかなと思うのですが、何かのことで、例えば、違う場所の自治体で、もう

	既に受けているのか、二重受け取りはないかの確認をしなければならないと思いますが、必要な事であるかもしれません。今のところ想定しているのは、そのような事を想定しております。以上です。
会 長	はい。ありがとうございます。他に、委員。
委 員	すみません。今の答弁についてお伺いしたいのですが。基本的には母親が養育者とおっしゃったのですが、それがどうかは確認しますとは、その後でと言うことですが、基本的には母親が養育するのですが、その確認の仕方ですね、例えば、本人さんに聞いて、このような状態ですと、詳しく聞いて、確認されるのか、どのような形で確認されるのか、もうちょっと具体的に教えてもらいたいのですが。
実 施 機 関	説明不足で申し訳ございませんでした。この制度なんですけど、必ず妊娠届け日に、面談をすると言う事がある一方で、出産後も、面談をすると言う形で基本的には、今回の目的外利用については、既に、検診でお会いをしているケースもあれば、これから、お会いするケースもあると言う事で、個々の状況を確認しながらと言う形になるかと思えます。
委 員	ありがとうございました。
会 長	では、委員、お願いいたします。
委 員	はい。この制度は、まず、この制度をどのような形で川西市がやっているんだというのは、広報誌とかで、まず、アナウンスされるのでしょうか。それで、おそらくこの制度は、本人からの申請事項だと思うのですが、その本人の申請事項なので、その人を対象にして事業をやって行けばいいとなるのですが、おそらく、データの抽出は、住基からのデータ抽出になると思うのですが、全部のデータの抽出とをやって行かれるのでしょうか。この2件お聞き致します。
実 施 機 関	まず、一点目の広報につきましては、現在1月号の広報で、その分かっている範囲でお知らせをして、詳しくは、ホームページを見ていただくようにご案内をしたいと思っています。もう1点の対象者については、国で推奨しており、市としても考えているのは、全ての人に、この制度を活用していただくという想定で、申請、案内などは全ての人に行いたいと考えております。
委 員	ありがとうございます。今回のデータと言うのは、対象になる方々のデータを抽出して、その皆様方にこのような制度がありますよと、いう事を周知させるためというように認識して宜しいでしょうか。
実 施 機 関	はい。その通りでございます。
委 員	わかりました。

<p>会 長</p>	<p>他に、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>それでは、私の方から質問させていただきたいと思いますが、資料の方で、2枚目の資料の方で対象者、①②③、それぞれ分類して下さっていますが、このそれぞれの分類ごとで、そのデータの抽出方法について、具体的にご説明伺えればと思います。</p> <p>例えば、①に関してですね、妊娠届出の妊婦さんというのは、この妊娠情報は、住基には載ってはいけないのですが、これは、どこのデータから抽出するのですか、そういったところを具体的に①、②、③と教えていただければと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>まず、①につきましては、妊娠届を出された段階で、面談するという形になるのですが、妊娠届自体は、健康管理システムがありますので、そちらの方に登録をしまして、そこからの、必要事項の抽出するという形にはなるかと思えます。</p>
<p>実 施 期 間</p>	<p>①の補足になりますが、妊娠届と言うのは、今、保健センターで業務をしまして、保健センターの業務の範囲の中で妊娠届を受けていて、本人さんから直接情報をいただいている物になります。続いて②の子どもの養育者につきましては、生まれた子どもの養育者につきましては、今、少し考えているのは、他の所管で訪問事業をやっている所と連携してやっているかと思っていますので、その辺りは、ご本人さんから、一定、同意をいただこうと考えております。③は、今、先程までにご説明させていただいた通りです。</p>
<p>会 長</p>	<p>その③なんですけど、こちら、原則として母親というご説明があったのですが、そこで具体的にイレギュラーがあつて場合によっては、養育者の確認は別途行うというご説明だったと思うのですが、こちらの別途行う養育者の確認についても、本人同意、本人通知というような物、具体的な事をなされるという、そういう理解で宜しいのでしょうか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>本人通知までの所までは今のところ考えていませんので、それまでのどこかの検診で、関わり合いがありますから、その辺りも踏まえて、お電話等で確認を取っていくという形になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>承知致しました。①、保健センターの業務として妊娠届、この届に従って健康管理システムに登録されるという事ですけど、この登録されている情報については、今回の出産・子育て応援事業は、やはり目的外の利用になるという事で宜しいでしょうか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そこは、本人さんに、住基データを抽出して、御案内ではなく、妊娠届出を受けて、そこで申請のご案内をするので、目的外利用とは捉えていないです。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本日の審議の対象外となるのですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい。そうです。③のみと言う事です。</p>
<p>会 長</p>	<p>③のみですね。承知致しました。はい。他にご質問いかがでしょうか。</p>

<p>実 施 機 関</p>	<p>特に追加的質問が無いようですので、それでは、実施機関の担当者の方はご退席していただいて結構です。誠に、ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>〈実施機関 退室〉</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の諮問案件に係る個人情報の取扱いにつきましてご審議いただきたいと思えます。</p> <p>諮問第68号について、ご審議いただくわけではありますが、本件につきましては、条例第10条第1項第4号及び同条第2項にあります、目的外利用・提供の制限についての、ご審議いただきたいと思えますが、それでは委員の皆様のご意見等ございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>先程、最後にご説明ありました通り、今回の目的外利用として、検討すべきは、資料の2頁の③、対象者の③の所、令和4年4月1日～12月31日に生まれた子どもの養育者ということで、こちらの対象者について、住民基本台帳の情報により対象者の抽出して、案内を送る、これが、目的外利用に当たると言う事なので、こちらの検討になります。</p> <p>先程と同様に、まず、目的外利用の目的を確認していきたいと思うのですが、先程、委員の先生方、ご質問がありました通り、市民に対して、対象者に対して確実な通知を行うということ、当然ながら別途、一般的な広報は行う事ではあったのですが、確実な通知を行うために、直接案内をする事のように。それと共に、今回の出産・子育て応援事業の円滑な事務遂行を、そういう事も目的とされているかと、思います。</p> <p>このような目的自体は、やはり正当でありますし、重要な事柄なのかなというように思われます。</p> <p>他方ですね、利用される個人情報はさきほどの内容と同じようでありますけど、こういった氏名、住所、生年月日、続柄、世帯主、こういった情報に留まるものでありますので、事業の重要性に鑑みれば、目的外利用を認めるということは、決して不相当ではないのかなと思われるのですが、原案通りで宜しいでしょうか。</p> <p>何か追加的に、付言みたいな物は必要ということは、特に無いでしょうか。</p> <p>それでは、他にご意見等もないようですので、諮問第68号については、諮問内容を可とするかどうか委員の皆様のご意見を賜りたいと思えますが、異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は異議がなければそのまま結構です</p>
<p>会 長</p>	<p>〈挙手 確認〉</p> <p>異議が無いようですので、こちらの原案通りそのようにさせていただきたいと思えます。では、この諮問第68号については、これにて審議を終わらせていただこうと思えます。それでは次に、レジュメ2番目のその他に移りたいと思えます。その他に関しまして、事務局からは何かございますでしょうか。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局からご報告させていただきます。</p> <p>先日、皆様にご審議いただきました川西市個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、12月の市議会に上程し、原案どおり可決をいただきました。12月26日付けで公布し、来年4月1日施行となっております。ご審議、ご答申いただきありがとうございました。</p> <p>令和元年度に当審議会にてご審議いただきました、川西市健幸マイレージ事業における健幸マイレージ効果分析事務につきまして、ご答申の際に、個人情報の内容に係るそれぞれの情報の組み合わせによっては、特定の個人が識別されうることを否定できないため、本情報を用いた分析結果の公表については、個人の権利利益が侵害されることのないよう、当審議会の意見を求めること、とのご意見をいただいております。この分析結果の公表につきましては、今年度中に行う場合、改めて当審議会を開催させていただき、来年度以降になる場合は、令和5年4月1日から設置される、川西市情報公開・個人情報保護審査会にて、ご報告をさせていただきます。事務局から以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。それでは次に、レジュメ2番目のその他は、事務局から終わりました。本日予定している審議は、一通り、終わりました。もし、何か追加的に何かございましたら、ご発言いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ございません。</p>
<p>会長</p>	<p>他にないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会は終了とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたり、円滑な運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。どうも、お疲れ様でした。</p>
<p>全員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>